

平成 25 年度第 1 回新潟市環境影響評価審査会

議 事 概 要

- 1 日 時 平成 25 年 8 月 7 日 (木) 午後 3 時から
- 2 会 場 新潟市役所 白山浦庁舎 5 号棟 4 階 4 0 1 会議室
- 3 出席者 別紙名簿参照

< 議事 >

会長

環境影響評価環境配慮指針及び技術指針の改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局

【資料 2-1、2-2 を説明】

会長

ここまででご意見、ご質問はありますか。

事務局

【資料 2-3、2-4 の P1~5、参考資料を説明】

会長

複数案というのは事業に対する A 案・B 案・C 案を挙げなさいということですね。

事務局

その通りです。例えば開発エリアを想定するとき、この場所だけではなく、この場所、この場所というのが複数案です。

例えば道路で説明しますと、どのルートを通すか、A ルート・B ルート・C ルートという複数案を検討する中で、経済性や当然環境影響も含めて、どの案が一番環境に配慮した事業計画となるか、そういったところを検討してもらうのが複数案の検討ということです。

例えば、埋め立て処分場であれば、北区で造るのがいいのか、南区で造るのがいいのか、もしくは中央区で造るのがいいのか。このように、場所を変えた中で検討するものです。

会長

どういった形で造ったらいいのかという複数案ではなく、ものを造るときに、西区がいいのか、東区がいいのか、ということですね。

事務局

事業候補地を複数出せれば、その中でどの立地がいいかという立地の検討もありますし、あとは事業の種類、やり方、例えば、廃棄物処理場であれば燃やし方、誘導焼炉がいいのか、ストーカー炉がいいのかといったものもあるかと思います。

会長

そういう意味で複数案とは、ケースバイケースでいろんな考え方があると。

事務局

まず検討しなければいけないのが、位置・規模から考えていくというのが最初にあつて、もし位置・規模の検討がある程度制約を受けた中で、複数案を出すのがなかなか難しいということであれば、ある事業用地の中で、どのように施設を配置していくのか、どういう構造にしていくのか、などの複数案が次の段階として作れる、ということでもございますので、そういう意味ではいろんな複数案が作れるのですが、まず優先すべきは位置・規模で検討してくださいというのが今回の法改正、条例改正の趣旨でございます。

会長

わかりました。皆さん、いかがですか。ご理解いただけたでしょうか。

委員

3ページの第4、位置等に関する複数案という項目では、位置・規模ということになるかと思うのですが、根本的な複数案というのはやはり手法ではないかと思えます。どのようにその目的を達成するのか、大きさや位置はもちろん複数案なんですが、他にも案が出てくるのでしょうか。この項目だけですか。

委員

ただいまの委員のご質問の趣旨としては、位置等に関する複数案と書いてあるけれども、手法の異なる事業を別の実施する等によって当該事業を行わないなど、そういうその位置や量以外の質的なものを複数選択肢に含むのではないかとご質問なのではないかと思うのですが。

事務局

もちろんそういったことも含むということになります。

委員

タイトルが位置等に限定しているような複数案の設定ですので、少しこのタイトルを変えて、内容的にも他の複数案の意味もありますよというようなことを入れていただく方がいいのではないかと思うのですがいかがですか。

事務局

調査のやり方も複数あります。先生がおっしゃったのは調査手法も複数ありますよということだと思うのですが、その手法についてはまた後段の方で規定が出てきますので、それをまたお聞きいただいた後で、またご不明な点がございましたらお聞かせいただきたいです。

委員

調査手法の話ではなく、例えば埋め立てではなくて焼却で処理するとか、逆に、焼却ではなく埋め立てで処理するとか、他の方法がある場合にそもそも埋め立て施設の規模の話をするのではなく、位置の話をするのではなく、代替手法があるのでそれでやる、なども含めたものが、元々の主務省令の複数案等の検討という意味合いなのではないかと。ということをおっしゃっているのではないかと思うのですが。

事務局

今の趣旨からすると、例えば、埋め立て処分場を検討するときに、ゼロ案を作ると

というのが違う手法を検討するということだと考えております。

埋め立て処分場がいいのかということを検討した中でゼロ案が採用されれば、ゼロ案に基づいて次に代替案として、焼却場にするのかというまた次のステップがあります。したがって、このゼロ案を含めることで、違う種類、違う事業を検討するというのは、そこで担保されていくのではないかと考えます。

会長

ゴミを埋め立てるのか、それとも焼くのかというそういう選択肢も複数案に含まれると考えていいのですか。

事務局

そういう検討は、おそらくアセスの計画の検討のさらに上位の事業計画の検討の中であって、一旦埋め立てで検討を始め、ゼロ案を含めて検討した中で、やはり埋め立てるというのは適切ではないというのがわかってくれば、一旦そこで埋め立ての計画はストップさせて、次にまた焼却で同じようなことをやっていくことになるかと思っています。

会長

というようなこともあると、考えていいわけですね。

事務局

そういうところがここでいうゼロ・オプションに含まれています。

会長

ということなのですね。

例えば、焼却方法や、シャフト炉にするのか、ストーカー炉にするのかという技術的な方法も複数ありますね。

また、道路を、Aルート・Bルート・Cルートと決めていくという複数もある。

位置の複数案だけでなく、いろんな複数案があるという理解で話をこれから聞いていけばよろしいということですね。

委員

ということを、位置「等」という言葉の中に含めているということですね。

会長

よろしいでしょうか。

あと何かご質問はありますか。

委員

資料の 2-3 のポイントの 2 のところで、重要な自然環境のまとまりというところの説明があったと思いますが、ここについて質問よろしいですか。

「まとまり」という中には、例えば、そのまとまりが小さいから問題としないなど、量的、面積的なものは含まれているのですか。

例えば、屋敷林や小さい池など生物の生息環境としてそういう 1 つのまとまりというのは、ここの中で全然問題にしていけないのか、小さくても取り扱っていただけるのか、そこら辺のところをお尋ねします。

まとまりが非常に小さいのでネグレクトするというような考えが、この「まとまり」の中にあるかどうか。

事務局 今のところこれに関しては、規模でまとまりを制限するという考えはございません。

会長 その他いかがでしょう。

委員 テンテンテンと表にあるこの正確な意味合いを知りたい(資料 2-4、P4、5 の矢印)。これはなんですか。

事務局 テンテンテンは、一番左、現行の配慮指針で規定があるものが、今回の改正案文では規定せず、その他のところで規定をしているということで、備考欄にその規定先をお伝えしているものです。

委員 つまり、この表自体が(旧)環境配慮指針の順番に沿って作ったがために、それと対応な部分がでてきて、無いわけではないけど別のところだよと。わかりました。

委員 配慮指針の体系と主務省令の改正要点(資料 2-3)の①のところ、ここでは配置や構造に係る複数案の検討が重要であると書かれていますが、今までの話ですと、配置の関係であって、構造に係る複数案の検討がどこかに書かれているのでしょうか。

事務局 改正案文(資料 2-4)3 ページ、第 4 の位置等に関する複数案の設定の 1 の中に、区域の位置や対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置とあります。

委員 (資料 2-3 の) ①の下の方ですね。どうもありがとうございました。

会長 よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

委員 配慮指針の体系と主務省令の改正要点という表(資料 2-3)がありますが、7 の配慮事項の選定のところが、若干文言が変わっておりますが、それは何か実質的な違いがあるのでしょうか。

事務局 これにつきましては、後ほど詳しく説明いたしますが、現行のものについては、あらかじめ規定された事前配慮事項から、事業に応じて抽出して選ぶものなのですが、改正案については、事業者の裁量によって、事業特性・地域特性に応じて選択するものとなっています。

事務局

補足させていただきます。お手元の冊子（改正前の例規集）の79ページ、80ページをご覧になっていただければと思いますが、これまでの現行の配慮指針ですと、ここにあるようにいわゆるチェックリスト形式になっております。

こちらには、非常に具体的に書いてあります。それぞれの事業の特性に応じてまずこういったものに配慮した事業計画を作ってくださいという形で、あらかじめバンと示しているものが、従来の環境配慮指針でございました。

一方、今回の国の配慮手続きというのは、あらかじめこれをやればいいですよということが決められておらず、まず地域特性、それから事業特性を把握したうえで、それに基づいて配慮すべき対象を事業者自らが選定して、その配慮すべき対象についてこの事業をやるとういう影響があるかとういうところを調査・予測・評価していく。とういうように、事業者にとっては、裁量が増え、やや負担が大きくなります。

ただし、従来の環境配慮指針では、対応したか対応していないかという浅い検討になりますが、今回の配慮手続きは、調査・予測・評価して定量的にその事業影響を確認させるとういうことになりますので、事業の案における環境への影響の把握がより深いものになっていくと考えております。

これまではチェックリスト形式で簡単ではあったが、検討の度合いとしては非常に浅いものであった。今回は、事業者の裁量に基づいてより深いものにしていくとういうものです。

ただし、その事業者の裁量が正しいかどうか、判断が正しいかどうか、適切かどうかとういうのは、これは住民意見、それから、この環境影響評価審査会での意見を聞いたうえでの市長意見で、事業者に対して適正な環境配慮を求めていく、担保していくとういうような手続きです。

そういう意味では、これまではチェックリスト形式で非常に簡便だったものを、改正後はやや事業者の負担が増えるけれども、深い検討をあらかじめさせるとういう点が、大きな変更点です。

会長

その他どうでしょうか。
それでは次に進みたいと思います。

事務局

【2-4、P8~18、参考資料を説明】

会長

かなり長いところの要点をご説明いただいたわけですが、いかがでしょうか。

委員

順番が最後の方からなのですが、簡単な質問なのでいいでしょうか。今ご説明にあった17ページの明らかにするとういうような文言や、明らかにできるよう整理するものとするとういう文言があつて、主務省令もそのようになっているのですが、明らかにできるように整理するとういうのは具体的には、公表するとういうようなことまでは求めないとういうことなのではないでしょうか。非常に特有な言い回しになっていますので。

事務局

これについてはここだけではなく、従来の技術指針でも同じ表現がございます。
ここは運用で対応されていまして、明らかにするよというの、ここでは報告書なり準備書なりのところで記載されてくるというのがこれまでの流れです。

委員

わかりました。

会長

その他いかがでしょう。

委員

先ほどの3ページ第4の位置等に関する複数案の設定の記述についてですが、2行目のところに対象事業を実施する区域の位置、対象事業の規模と2つ挙げていて、それで、または配置・構造となっていますが、ここに対象事業の「形状」を加えなくよいのでしょうか。例えば、公有水面埋め立て、道路、河川などは、どういう形にするかということが、結構影響してくるのではないかなと思います。

単に位置と規模だけではなく、「形状」もあるほうが、より複数案を選定しやすいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

資料2-4の3ページ、一番右の配慮指針改正案文の第4。先ほどもご質問があった部分ですが、「対象事業の規模又は対象事業に係る建造物の構造若しくは配置に関する複数案」、それから2の中段以降、「対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は提言するために対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする」、まさに今この部分をご指摘いただいた部分と考えております。

事業の検討の順番としては、まずどういった規模の事業をどこでやるべきかというのがあって、どういった構造、どのような配置であるかといった検討がその次にくると考えております。したがって、どういう構造にする、どういう配置するかも含めてやはり複数案というのが重要になっていくものだと考えております。

例えば、道路を平面で通すか、高架で通すか、同じルートを通るにしても方法によって違いますし、4車線平面でいくのか、2車線立体でいくのか、という方法の違いにおける環境影響は異なってくると思います。「形状」はこの表現で担保されてくると思います。

会長

その他いかがでしょうか。

委員

参考資料のフローの第9の予測の実施のところに、予測の不確実性の内容を明示するところがあるのですが、定量的に把握という数値で議論しましょうということ、それができない部分に対しては定性的に把握をしようということになります。

その下の予測の不確実性の内容を明示ということですが、これは、例えば何かの

評価をしようとするときに、定量的に評価する場合には、もちろん何かの数値・式があって、それにパラメーターを入れて計算をするわけですが、それがどのぐらい偏差があるか、予測値からどのぐらい開きがあるかというのを単純に計算で出さないという意味なのですか。

事務局

いろんなケースがあると考えます。予測・測定の条件が揃っていて、理想的な状況であればそのままよいのですが、例えば、地形要因や他の外的要因によって、予測した結果とズレが生じる場合があり得るというような場合、そういうときは、こういった外的要因によってこの値は動く可能性がある、と示していただくということがあると考えています。

また、この前段には、「最新の手法により」というところもありまして、まだ評価が定まっていない評価指標を用いる場合にも、予測の不確実性について明記が必要と考えています。

委員

評価の定まっていない方法を使って予測をしてもいいのですか。

事務局

配慮指針の改正案文の 16 ページ、第 4 ですが、対象事業において新規の手法を用いる場合、その他環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響を勘案して、必要と認めるときには、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしておきなさいということです。

委員

普通は、ある程度手法の分かったもので予測を立てるものです。その手法というのは、概ねこういう影響があれば、これぐらいズレるというのが分かっている、そういうのを折り込み済みで普通は手法として出しているわけです。それに数値入れて出した値というのは、方法論がそもそも持っている不確実性というものが出てくるわけです。要するに、それを示しなさいということです。

事務局

知見が揃っていないやり方でやった場合は、不確実性が増すので、それを明らかにしてくださいということです。

委員

要するに、まだ方法論として確立できていないようなものを採用せざるを得ない場合はということです。

委員

おそらく超低周波などのことですね。

そのように定まっていない新しいものに関してはということで、カバーされていると読んでいました。資料 2-5 に項目があって、実は予測のところを冒頭からずっと考えていたのですが、よく考えていけば、よく書かれているとも読めます。

今の委員のご質問は、私も考えていた質問だったのですが、まだエビデンス等が蓄

積されていない分野についてこのように書いてあるのだなど、読んでいて納得はできたかなと思います。

それらはおそらく、これらの発生する場合も考えての記述かなというように、いい方に解釈しております。

会長 今のような解釈で事務局はよろしいでしょうか。

事務局 はい。

会長 その他いかがでしょうか。

委員 超低周波のようなものが新しく入ったというのは確かにそうだと思うのですが、「放射線物質」などは入っていないようですね。それこそ、セシウムなどは環境省関連法でもまだ確定していない典型的なパターンだなと思って聞いていたのですが。

事務局 タイムリーなご質問なのですが、実は先般の国会で、環境影響評価法にあった放射性物質の適用除外規定が削除されております。この6月21日から2年を超えない範囲内、いわゆる2年後の6月くらいにこれが施行されてまいりますので、今後は環境影響評価にあたって、放射性物質を対象としていくということになります。

ただし、この2年間をかけて国の方で技術ガイドラインを作っていきますので、私どもが条例を改正するのは、もう少し時間をかけて、国のそのガイドラインを見ながらとなりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

委員 その時の所管官庁というのは環境省ですか。

事務局 はい。環境影響評価法は環境省の所管でございますので。

委員 (資料2-4)14ページの主務省令の部分で、調査は原則として既存資料により実施するとあるので、事業者は、これは既存資料によって実施しましたということで提出していいかと思うのですが、それで出したものに対して、もう少し実際の現地調査をなさいと途中の段階で誰かが指摘するということがあるのですか。

事務局 まず文献調査というところからいきますと、基本的にこの配慮手続きでは、文献調査がベースになります。文献調査ですから、私どもが公表している環境データといったものをベースにまず地域の環境の状況を把握していただくということになるかと思えます。

一方、次の方法書や後の準備書、評価書を作るための調査となると、地域の環境を正確に見積もるために、最低限1年間の調査が必要になってきます。

やはりそういった1年間もかかる、お金も費用もかかる調査をこの配慮書の段階で求めるのは、同じようなアセスを2回も3回もやらせることになりますので、1つの手続きの中でそこまではしないで、まずこの配慮書手続きでは、一定程度の信頼性のもとで複数の事業案から一番適切な事業案を環境に配慮した形で選択していただくことを主眼とし、調査は文献調査が基本と考えています。

現地調査など非常にお金も時間もかかる調査をさせないというのがここの趣旨になっておりますが、そうは言っても、地域において非常に重要な環境影響を受ける、脆弱性があるさまざま環境要素がある場合、それを事業者が把握していない場合、そういった場合においては、専門家のアドバイスを受けるとなっておりますので、例えば、「たしかあそこにはオオタカの営巣地があったはずだけど」といった情報があれば、そういった情報は事前に把握しなければいけないものですので、実際現地に入ってそれを確認していただくなどは、当然配慮書手続きの中でもでてくるものと考えております。

会長

専門家が、こういう調査をした方がいいのではないかと考えたことに対して、新たな目で調査するということが含まれ、アドバイスのコメントをそこにいれていいということではないのですか。

事務局

例えば、重要な情報があったとしても、実際調査したら無かったというケースもあり得るわけですから、ここは現地調査をしないで、事業者がアドバイスをそのまま受け入れるということもあるかもしれませんし、現地調査をしたうえで、あるか無いかをもう一回判断して環境影響評価の中に盛り込んでいく、という判断もあるかと思えます。そこは事業者の判断になり、その判断が正しいかどうかは、住民意見や審査会にお諮りした中での市長意見に反映されてくるものと考えております。

会長

その他いかがでしょうか。

委員

(資料2-4)14ページの(7)の赤字で示された改正案文の2行目に埋蔵文化財包蔵地ということで挙げていただいているのですが、これは埋蔵に限るのでしょうか。文化財包蔵地ではだめなのかなと思ひまして。調査されていない貴重な文化財級の天然記念物かなにかが包蔵している場所という意味合いだと思うのですが、それが土地に埋まっているものに限るとするのはどうしてかと思ひまして。

会長

文化財及び埋蔵文化財包蔵地、この「包蔵地」はどこにかかっているのか。両方にかかるのですよね。

事務局

そうです。いわゆる埋まっていないものと埋まっているは両方含めて包蔵地、という文脈としてご理解いただければ。

会長

その他いかがでしょうか。
では続きを事務局お願いします。

事務局

【2-5 を説明】

委員

いまの資料 2-5 について、風車の影は、日照障害のひとつだと思うのですが、市条例がそうなっているので仕方がないのですが、日照障害（風車の影等も含む）ではいかがでしょうか。

事務局

シャドーフリッカーと言われているもので、道路の上を影が行ったり来たりする事、例えば、走行した時に目に入ったという状況の意味合いです。日照障害はどちらかと言うと、ずっと日が当たらないという状況のことです。

国の環境影響評価法の対象として、今まで風力発電は入っていませんでした。先般の環境審議会でもご報告させて頂きましたが、国は今回の法改正にあわせて風力発電も対象にしました。新潟市では従来から風力発電は入れていましたので、風車の影は入れていませんでしたが、低周波音についてはすでに「その他」の所で整理されました。今回、国は新たに風車の影を追加しましたので、それに併せて整理させていただいたということでございます。

会長

超低周波音と低周波音。超という事を付けた理由はなんですか。

事務局

100 ヘルツより低い音が低周波音になりますが、20 ヘルツ以下が超低周波音として、さらに低いものを超低周波音と言っています。

資料 2-4 の 9 ページをご覧ください。改正案文の（ア）②で騒音の概念がございまして、周波数 20 ヘルツから 100 ヘルツの間とし、超低周波音は 20 ヘルツ以下の音として騒音と超低周波音を分けて整理させていただいています。

会長

資料 2-4 の説明で 20 から 100 ヘルツが低周波音で、それであえて超低周波音として 20 ヘルツ以下のものを入れたということですね。わかりました。

他いかがでしょうか。

委員

資料 2-4 の 15 ページの 4 に「調査の手法の選定に当たっては、文献名その他の当該情報の出自等明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすること等の必要な配慮を行うもの」とあります。この文献調査は、配慮指針にもとづくものですが、技術指針では、これを実際に調査して環境配慮するということですね。

これは聞いた話ですが、希少植物があると計画地の地主の方が、前もって伐採してしまうなどの話を聞いているのですが、そういうものを防ぐことをもう少しやらなくていいのかなと前々から思っていました。

某環境配慮手続の際に、レッドデータブックに載っているような植物があったけど、次にいったらなくなっていた、どうやらそういう情報を入手した関係者の方が、なければ配慮対象にならないからと、いう環境影響評価制度を根本から覆すようなことが起こっているやに聞きました。いわゆる盗掘対策だけではなく、利害関係者の方にとって都合が悪いというものを伐採してしまっただけでは保護対象にならないわけですから、そのあたりの対応はいかがでしょうか。

事務局

おそらくそれについては、制限している条例や法律はないです。ただ、市では、そういった生物多様性をしっかり守りましょうという計画は、平成 24 年の 3 月に策定していますので、地権者の方にご配慮いただくお願いをするしかないという状況です。

会長

それはまた別の面で議論しなくてはならないので、今日はこの改正案の中にそういった条文を入れようということであれば。

委員

もともと条文に配慮すると書いてあるわけですから、具体的にどうするかという話で、条文そのものに異論があるわけではありません。

会長

それでは、事務局の方で聞き取って対応いただくということをお願いします。
その他、いかがでしょうか。

この技術指針あるいは、配慮指針の改正の議題についてご意見をいただいて、修正点というのは無かったと思います。それでは事務局の方にお返しいたします。